

証人等の日当の支給基準について

平成14年6月25日総一第194号高等裁判所  
長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成15年6月16日総一第172号  
平成16年6月9日総一第258号  
令和元年7月9日総一第813号  
令和2年9月2日総一第1033号  
令和5年6月1日総一第715号  
令和6年6月12日総一第732号  
令和7年6月11日総一第697号

証人、民事訴訟法第187条第1項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人、事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者、鑑定人、通訳人、査証人、翻訳人、同法第218条第2項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法第42条の3第2項の規定による説明者、国選弁護人、国選付添人及び人身保護法による国選代理人に支給すべき日当の額の決定の便宜を考慮し、別紙のとおり支給基準を定めましたから、参考にしてください。

については、各庁においてこの支給基準を参考にし、尋問所要時間又は立会い所要時間のほか、出頭所要時間、待機時間、各地の実情等を勘案して、具体的な支給基準を裁判官の間において申し合わせるなどして、個々の事件における適正な日当額の決定に資するとともに、予算の執行の適正を確保するよう配慮してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

付記

- 1 この通達は、平成14年7月1日から実施する。
- 2 平成14年6月10日付け最高裁総一第124号事務総長通達「証人等の日当の支給基準について」は、平成14年6月30日限り、廃止する。
- 3 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付記

- 1 この通達は、平成15年7月1日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付記

- 1 この通達は、平成16年7月1日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付記

- 1 この通達は、令和元年8月1日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付記

この通達は、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年10月1日）から実施する。

付記

- 1 この通達は、令和5年7月1日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付記

- 1 この通達は、令和6年7月1日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付記

- 1 この通達は、令和7年7月1日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

(別紙)

- 1 証人、民事訴訟法第187条第1項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者の日当

尋問所要時間	基準額
2時間以内	3,110円以上4,140円以内
2時間を超え4時間以内	4,140円を超え6,070円以内
4時間を超えるもの	6,070円を超え8,450円以内

- 2 鑑定人、通訳人、査証人、翻訳人及び民事訴訟法第218条第2項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法第42条の3第2項の規定による説明者の日当

尋問所要時間	基準額
宣誓だけの場合	3,120円以上3,670円以内
3時間以内	3,670円を超え4,580円以内
3時間を超え5時間以内	4,580円を超え5,920円以内
5時間を超えるもの	5,920円を超え8,050円以内

- 3 国選弁護人、国選付添人及び人身保護法による国選代理人の日当

立 会 い 所 要 時 間	基 準 額
判決宣告だけの期日又は 実質的審理を行わない期 日に立ち会った場合	3, 1 2 0円以上3, 6 7 0円以内
3時間以内	3, 6 7 0円を超え4, 5 8 0円以内
3時間を超え5時間以内	4, 5 8 0円を超え5, 9 2 0円以内
5時間を超えるもの	5, 9 2 0円を超え8, 0 5 0円以内

- 4 専ら旅行に要した日の日当は、証人、民事訴訟法第187条第1項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については4, 1 4 0円、鑑定人、通訳人、査証人、翻訳人、同法第218条第2項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法第42条の3第2項の規定による説明者、国選弁護人、国選付添人及び人身保護法による国選代理人については4, 3 1 0円を基準とし、旅行に要した時間等を参酌して支給額を定める。